

条例	逐条解釈
○青森市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成二十五年三月二十六日 条例第十二号 改正 平成二八年三月条例第一六号 平成三〇年三月条例第一一号 令和三年三月条例第九号 令和六年三月条例第九号 目次 第一章 総則（第一条―第四条） 第二章 人員に関する基準（第五条） 第三章 指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 第一節 基本方針（第六条） 第二節 設備に関する基準（第七条） 第三節 運営に関する基準（第八条―第四十四条） 第四章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 第一節 この章の趣旨及び基本方針（第四十五条・第四十六条） 第二節 設備に関する基準（第四十七条） 第三節 運営に関する基準（第四十八条―第五十六条） 第五章 雑則（第五十七条・第五十八条） 附則	青森市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の逐条解釈について この逐条解釈は、青森市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年青森市条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 第 1 条例の性格 1 条例は、指定介護老人福祉施設がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定介護老人福祉施設は、常にその運営の向上に努めなければならないこと。 2 指定介護老人福祉施設が満たすべき基準を満たさない場合には、指定介護老人福祉施設の指定は受けられず、また、運営開始後、条例に違反することが明らかになった場合は、市の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができるものであること。 ただし、次に掲げる場合には、条例に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに取り消すことができるものであること。

第一章 総則 (趣旨) 第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十六条第一項並びに第八十八条第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定に必要な入所定員並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 (定義) 第二条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。 (暴力団員の排除) 第三条 介護老人福祉施設の開設者及び従業者は、青森市暴力団排除条例（平成二十三年青森市条例第三十三号）第二条第二号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者であってはならない。 (入所定員) 第四条 法第八十六条第一項の条例で定める数は、三十人以上とする。 第二章 人員に関する基準 (従業者の員数) 第五条 法第八十八条第一項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士	① 次に掲げるときその他の指定介護老人福祉施設が自己の利益を図るために条例に違反したとき イ 指定介護福祉施設サービスの提供に際して入所者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき ハ 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受したとき ② 入所者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な条例違反があったとき 3 運営に関する基準に従って施設の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消された直後に再度当該施設から指定介護老人福祉施設について指定の申請がなされた場合には、当該施設が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行わないものとする。 第2 人員に関する基準（条例第5条） 1 生活相談員 (1) 生活相談員については、原則として常勤の者であること。ただし、1人（入所者の数が100を超える施設にあっては、100又はその端数を増すごとに1人を加えた数）を超えて配置されている生活相談員が、時間帯を明確に区分したうえで当該指定介護老人福祉施設を運営する
---	---

養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営が見込まれる場合であって、かつ、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供に支障を及ぼすおそれがない場合に限り、第四号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 生活相談員 入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上

三 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）次に掲げる員数

イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法（当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上

ロ 看護職員の数は、次の表の上欄に掲げる入所者の数の区分に応じ、同表の下欄に定める員数

入所者の数	員数
三十を超えない数	常勤換算方法で一以上
三十を超えて五十を超えない数	常勤換算方法で二以上
五十を超えて百三十を超えない数	常勤換算方法で三以上
百三十を超える数	常勤換算方法で三に入所者の数が百三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

法人内の他の職務に従事する場合にあつてはこの限りではない。

(2) 生活相談員の資格については、青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年青森市条例第 5 号）第 7 条第 2 項によること。

2 栄養士

条例第 5 条第 1 項ただし書に規定する「他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営が見込まれる場合であって、かつ、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供に支障を及ぼすおそれがない場合」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員（健康増進法第 19 条に規定する栄養指導員をいう。）との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合であること。

3 機能訓練指導員

条例第 5 条第 1 項第 5 号の「訓練を行う能力を有すると認められる者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とする。ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えないこと。

4 介護支援専門員

(1) 介護支援専門員については、その業務に専ら従事する常勤の者を 1

四 栄養士又は管理栄養士 一人以上 五 機能訓練指導員（日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者をいう。以下同じ。） 一人以上 六 介護支援専門員 一以上（入所者の数が百又はその端数を増すごとに当該一以上の数に一を標準として算定した数を加えた数以上） 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合にあっては、推定数による。 3 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 4 第一項第二号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。 5 第一項第三号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。 6 第一項第五号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。 7 第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。 8 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第十号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第百五十三条第四	人以上配置するものとする。したがって、入所者が 100 人未満の指定介護老人福祉施設であっても 1 人は配置しなければならない。また、介護支援専門員の配置は、入所者の数が 100 人又はその端数を増すごとに 1 人を標準とするものであり、入所者の数が 100 人又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。ただし、当該増員に係る介護支援専門員については、非常勤とすることを妨げるものではない。 (2) 介護支援専門員については、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができるものとする。この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとする。 なお、居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は認められないものである。ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。 5 サテライト型居住施設には、医師又は介護支援専門員（以下「医師等」という。）を置かないことができる場合があるが、その場合には、本体施設の入所者とサテライト型居住施設の入所者の合計数を基礎として本体施設に置くべき医師等の人員を算出しなければならない。例えば、本体施設の入所者数を 80 名、サテライト型居住施設の入所者数を 29 名とすると、サテライト型居住施設に医師等を置かない場合には、合計数である 109 名を基礎として本体施設の医師等の人員を算出することとする。 6 用語の定義
---	--

項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。)の本体施設(同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。)である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

- 9 指定介護老人福祉施設に青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年青森市条例第八号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第百一条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定居宅サービス等基準条例第百四十九条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所、青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成二十五年青森市条例第九号)第百三十一条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第六十一条の三第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第六十三条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成二十五年青森市条例第十一号)第七条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談

(1) 「常勤換算方法」

当該指定介護老人福祉施設の従業者の勤務延時間数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に32時間を下限とする。)で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置(以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。

(2) 「勤務延時間数」

勤務表上、当該指定介護福祉施設サービスの提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該施設において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

(3) 「常勤」

員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 10 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準条例第八十四条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準条例第百九十四条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (平成三〇条例一一・令和三条例九・令和六条例九・一部改正)	当該指定介護老人福祉施設における勤務時間が、当該施設において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 週間に 32 時間を下限とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、入所者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。 また、当該施設に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であつて、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、指定介護老人福祉施設に指定通所介護事業所が併設されている場合、指定介護老人福祉施設の管理者と指定通所介護事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第 2 条第 1 号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第 2 号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第 23 条第 2 項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により同項第 2 号に規定する育児休業
---	---

	に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。 (4) 「専ら従事する」 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該指定介護福祉施設サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該サービスに係る勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。 (5) 「前年度の平均値」 ① 条例第 5 条第 2 項における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度（毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の入所者延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第 2 位以下を切り上げるものとする。 ② 新設（事業の再開の場合を含む。以下同じ。）又は増床分のベッドに関して、前年度において 1 年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の入所者数は、新設又は増床の時点から 6 月未満の間は、便宜上、ベッド数の 90%を入所者数とし、新設又は増床の時点から 6 月以上 1 年未満の間は、直近の 6 月における入所者延数を 6 月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から 1 年以上経過している場合は、直近 1 年間ににおける入所者延数を 1 年間の日数で除して得た数とする。
--	--

第三章 指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 第一節 基本方針 第六条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰に向けて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。 3 指定介護老人福祉施設の開設者は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 4 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 5 指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護福祉施設サービスを提供	③ 減床の場合には、減床後の実績が 3 月以上あるときは、減床後の入所者延数を延日数で除して得た数とする。
---	--

するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 (令和三条例九・一部改正) 第二節 設備に関する基準 (設備) 第七条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一 居室 次に掲げる基準 イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。 ロ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上であること。 ハ ブザー又はこれに代わる設備が設けられていること。 二 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けられていること。 三 浴室 要介護者の入浴に適したものであること。 四 洗面設備 次に掲げる基準 イ 居室のある各階に設けられていること。 ロ 要介護者の使用に適したものであること。 五 便所 次に掲げる基準 イ 居室のある各階に居室に近接して設けられていること。 ロ ブザー又はこれに代わる設備が設けられていること。 ハ 要介護者の使用に適したものであること。 六 医務室 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項	第3 設備に関する基準（条例第7条） 1 便所等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮するものとする。 2 指定介護老人福祉施設における廊下の幅は、入所者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものである。なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。 3 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。 4 経過措置等（条例附則第3条、第4条、第6条、第7条、第8条） 設備に関する基準については、以下の経過措置等が設けられているので留意すること。 (1) 一の居室の定員に関する経過措置 平成12年4月1日において存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、設備基準のうち一の居室の定員に関する基準「4人以下」については、「原則として4人以下」とする。（附
---	--

に規定する診療所であり、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器が備えられているとともに、必要に応じて臨床検査設備が設けられていること。 七 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準 イ それぞれ必要な広さを有し、合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上であること（食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものであること。）。 ロ 必要な備品が備えられていること。 八 廊下 幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）であること。 九 消火設備等 非常災害に際して必要な設備が設けられていること。 2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。	則第3条) (2) 入所者1人当たりの居室の床面積に関する経過措置 平成12年4月1日において存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、設備基準のうち入所者1人当たりの居室の床面積に関する基準「10.65平方メートル以上」については、「収納設備等を除き、4.95平方メートル以上」とする。（附則第3条） (3) 入所者1人当たりの食堂及び機能訓練室の面積に関する経過措置 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、設備基準のうち食堂及び機能訓練室の合計した面積「3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上」の基準については、当分の間適用しない。（附則第4条） (4) 病院の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を令和6年3月31日までの間に転換し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂の面積は、入所者1人当たり1平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、40平方メートル以上であればよいこととする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。（附則第6条）
--	---

	(5) 診療所の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を令和 6 年 3 月 31 日までの間に転換し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、次の基準のいずれかに適合するものであればよいこととする。(附則第 7 条) 一 食堂及び機能訓練室の面積は、それぞれ必要な広さを有するものとし、合計して入所者 1 人当たり 3 平方メートル以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 二 食堂の面積は、入所者 1 人当たり 1 平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、40 平方メートル以上を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 (6) 病院及び診療所の療養病床転換による廊下幅に関する基準の緩和 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、内法による測定で、1.2 メートル以上であればよいこととする。ただし、
--	---

第三節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第八条 指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第三十条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定介護福祉施設サービスの提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項に定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計

中廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上であればよいこととする。なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいこととする。
(附則第8条)

第4 運営に関する基準

1 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について

条例第8条第4項は、指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。

この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE：Long-term careInformation system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。

2 内容及び手続の説明及び同意

条例第8条は、指定介護老人福祉施設は、入所者に対し適切な指定介護福祉施設サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、当該指定介護老人福祉施設の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の入所申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該施設から指定介護福祉施設サービスの提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、入所者及び指定介護老人福祉施設双方の保護の立場から書面によって確

算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設の開設者は、当該文書を交付したものとみなす。 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) 二 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 3 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 4 指定介護老人福祉施設の開設者は、第二項の規定により第一項に規定	認することが望ましいものである。
---	-------------------------

する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護老人福祉施設が使用するもの 二 ファイルへの記録の方式 5 前項の規定による承諾を得た指定介護老人福祉施設の開設者は、入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 (提供拒否の禁止) 第九条 指定介護老人福祉施設の開設者は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。 (サービス提供困難時の対応) 第十条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な指定介護福祉施設サービスを提供することが困難である場合は、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の紹介等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	3 提供拒否の禁止 条例第 9 条は、原則として、入所申込に対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、入院治療の必要がある場合その他入所者に対し自ら適切な指定介護福祉施設サービスを提供することが困難な場合である。
---	---

(平成三〇条例一一・一部改正) (受給資格等の確認) 第十一条 指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、入所申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項の認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。 (要介護認定の申請に係る援助) 第十二条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも入所者が受けている要介護認定の有効期間の終了する日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。	4 受給資格等の確認 (1) 条例第 11 条第 1 項は、指定介護福祉施設サービスの利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、入所者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。 (2) 同条第 2 項は、入所者の被保険者証に、指定施設サービス等の適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、これに配慮して指定介護福祉施設サービスを提供するように努めるべきことを規定したものである。 5 要介護認定の申請に係る援助 (1) 条例第 12 条第 1 項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定介護福祉施設サービスの利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、指定介護老人福祉施設は、入所申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。 (2) 同条第 2 項は、要介護認定の有効期間が原則として 6 月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から 30 日以内に行われることとさ
--	--

(入退所) 第十三条 指定介護老人福祉施設の開設者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超過している場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。 3 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所申込者の入所に際しては、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）の利用状況その他必要な事項の把握に努めなければならない。	れていることを踏まえ、指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。 6 入退所 (1) 条例第 13 条第 1 項は、指定介護老人福祉施設は、身体上、精神上の著しい障害のために、居宅で生活を継続することが困難な要介護者を対象とするものであることを規定したものである。 (2) 同条第 2 項は、入所を待っている申込者がいる場合には、入所して指定介護福祉施設サービスを受ける必要が高いと認められる者を優先的に入所させるよう努めなければならないことを規定したものである。また、その際の勘案事項として、指定介護老人福祉施設が常時の介護を要する者のうち居宅においてこれを受けることが困難な者を対象としていることにかんがみ、介護の必要の程度及び家族の状況等を挙げているものである。なお、こうした優先的な入所の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意すべきものである。 (3) 同条第 3 項は、条例第 6 条（基本方針）を踏まえ、入所者の家族等に対し、居宅における生活への復帰が見込まれる場合には、居宅での生活へ移行する必要があること、できるだけ面会に来ることが望ましいこと等の説明を行うとともに、入所者に対して適切な指定介護福祉施設サービスが提供されるようにするため、入所者の心身の状況、生活歴、病歴、家族の状況等の把握に努めなければならないことを規定したものである。
---	--

4 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議し、定期的に検討し、当該検討の内容等を記録しなければならない。 5 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項の規定による検討を踏まえ、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。 6 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 (平成二八条例一六・一部改正) (サービスの提供の記録) 第十四条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、入所者の被保険者証に記載しなければならない。 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護福祉施設サービスを提供	また、質の高い指定介護福祉施設サービスの提供に資することや入所者の生活の継続性を重視するという観点から、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならないものとしたものである。 (4) 同条第4項は、指定介護老人福祉施設が要介護者のうち、入所して介護を受けることが必要な者を対象としていることにかんがみ、退所して居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならないこととしたものである。 なお、前記の検討は、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等により行うこと。 (5) 同条第5項は、第4項の検討の結果、居宅での生活が可能と判断される入所者に対し、退所に際しての本人又は家族等に対する家庭での介護方法等に関する適切な指導、居宅介護支援事業者等に対する情報提供等の必要な援助をすることを規定したものである。 なお、安易に施設側の理由により退所を促すことのないよう留意するものとする。 また、退所が可能になった入所者の退所を円滑に行うために、介護支援専門員及び生活相談員が中心となって、退所後の主治の医師及び居宅介護支援事業者等並びに市町村と十分連携を図ること。 7 サービスの提供の記録 条例第14条第2項は、サービスの提供日、提供した具体的なサービス
---	---

した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 (利用料等の受領) 第十五条 指定介護老人福祉施設の開設者は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）に該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。	の内容、入所者の心身の状況その他必要な事項を記録しなければならないこととしたものである。 なお、条例第 44 条第 2 項に基づき、当該記録は、2 年間保存しなければならない。 8 利用料等の受領 (1) 条例第 15 条第 1 項は、指定介護老人福祉施設の開設者は、法定代理受領サービスとして提供される指定介護福祉施設サービスについての入所者負担として、法第 48 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。）の 1 割又は 2 割（法第 50 条又は第 69 条の規定の適用により保険給付の率が 9 割又は 8 割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。 (2) 同条第 2 項は、入所者間の公平及び入所者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定介護福祉施設サービスを提供した際にその入所者から支払を受ける利用料の額と法定代理受領サービスである指定介護福祉施設サービスに係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。
--	---

3 指定介護老人福祉施設の開設者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） 二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。） 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五 理美容代 六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。	(3) 同条第3項は、指定介護福祉施設サービスの提供に関して、 ① 食事の提供に要する費用（法第51条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） ② 居住に要する費用（法第51条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。） ③ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑤ 理美容代 ⑥ 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるものについては、前2項の利用料のほかに入所者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けること
--	--

5 指定介護老人福祉施設の開設者は、第三項各号に掲げる費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 (保険給付の請求のための証明書の交付) 第十六条 指定介護老人福祉施設の開設者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。 (指定介護福祉施設サービスの取扱方針) 第十七条 指定介護老人福祉施設の開設者は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等に応じ、当該入所者への指定介護福祉施設サービスの提供	は認めないこととしたものである。なお、①から④までの費用については、居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成 17 年厚生労働省告示第 419 号）及び厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成 12 年厚生省告示第 123 号）の定めるところによるものとし、⑥の費用の具体的な範囲については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成 12 年 3 月 30 日老企第 54 号）によるものとする。 (4) 条例第 15 条第 5 項は、指定介護老人福祉施設の開設者は、同条第 3 項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対して、その額等を記載した書類を交付して、説明を行い、入所者の同意を得なければならないこととしたものである。また、同項第 1 号から第 4 号までの利用料に係る同意については、文書によって得なければならないこととしたものである。 9 保険給付の請求のための証明書の交付 条例第 16 条は、入所者が保険給付の請求を容易に行えるよう、指定介護老人福祉施設の開設者は、法定代理受領サービスでない指定介護福祉施設サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他入所者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならないこととしたものである。 10 指定介護福祉施設サービスの取扱方針
---	---

を適切に行わなければならない。 2 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 5 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 6 指定介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を	(1) 条例第 17 条第 3 項に規定するサービスの提供方法等とは、施設サービス計画の目標及び内容並びに行事及び日課等も含むものである。 (2) 同条第 4 項及び第 5 項は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。 また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の 3 つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。 なお、条例第 44 条第 2 項の規定に基づき、当該記録は、2 年間保存しなければならない。 (3) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（第 6 項第 1 号） 同条第 6 項第 1 号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束等適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、
---	--

図ること。 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 7 指定介護老人福祉施設の開設者は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (平成三〇条例一一・令和三条例九・一部改正)	生活相談員)により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 なお、身体的拘束等適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。身体的拘束等適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。 また、身体的拘束適正化検討委員会は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報
---	--

	報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 指定介護老人福祉施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。 具体的には、次のようなことを想定している。 ① 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。 ② 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。 ③ 身体的拘束等適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。 ④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 ⑤ 報告された事例及び分析結果に従業者に周知徹底すること。 ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。 (4) 身体的拘束等の適正化のための指針（第6項第2号） 指定介護老人福祉施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 ① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ② 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
--	--

(施設サービス計画の作成) 第十八条 指定介護老人福祉施設の開設者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。	③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 (5) 身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修(第6項第3号) 介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定介護老人福祉施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。 11 施設サービス計画の作成 条例第18条は、入所者の課題分析、サービス担当者会議の開催、施設サービス計画の作成、施設サービス計画の実施状況の把握など、施設サービスが施設サービス計画に基づいて適切に行われるよう、施設サービス計画に係る一連の業務のあり方及び当該業務を行う介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)の責務を明らかにしたものである。なお、施設サービス計画の作成及びその実施に当たっては、い
--	--

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。	たずらにこれを入所者に強制することとならないように留意するものとする。 (1) 計画担当介護支援専門員による施設サービス計画の作成（第1項） 指定介護老人福祉施設の開設者は、施設サービス計画の作成に関する業務の主要な過程を計画担当介護支援専門員に担当させることとしたものである。 (2) 総合的な施設サービス計画の作成（第2項） 施設サービス計画は、入所者の日常生活全般を支援する観点に立つて作成されることが重要である。このため、施設サービス計画の作成又は変更に当たっては、入所者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の、当該地域の住民による入所者の話し相手、会食などの自発的な活動によるサービス等も含めて施設サービス計画に位置付けることにより、総合的な計画となるよう努めなければならない。 (3) 課題分析の実施（第3項） 施設サービス計画は、個々の入所者の特性に応じて作成されることが重要である。このため計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に先立ち入所者の課題分析を行わなければならない。 課題分析とは、入所者の有する日常生活上の能力や入所者を取り巻く環境等の評価を通じて入所者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、入所者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要である。
--	---

4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。	なお、課題分析は、計画担当介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、入所者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものである。 (4) 課題分析における留意点（第4項） 計画担当介護支援専門員は、解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、必ず入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、入所者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。なお、このため、計画担当介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要である。なお、家族への面接については、幅広く課題を把握する観点から、テレビ電話等の通信機器等の活用により行われるものを含むものとする。 (5) 施設サービス計画原案の作成（第5項） 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画が入所者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、施設サービス計画原案を作成しなければならない。したがって、施設サービス計画原案は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果による専門的見地に基づき、入所者の家族の希望を勘案した上で、実現可能なものとする必要がある。 また、当該施設サービス計画原案には、入所者及びその家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針並びに生活全般の解決すべき課題に加え、各種サービス（機能訓練、看護、介護、食事等）に係る目
--	--

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。	標を具体的に設定し記載する必要がある。さらに提供される施設サービスについて、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を明確に盛り込み、当該達成時期には施設サービス計画及び提供したサービスの評価を行い得るようにすることが重要である。 なお、ここでいう指定介護福祉施設サービスの内容には、当該指定介護老人福祉施設の行事及び日課等も含むものである。 施設サービス計画の作成にあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアが実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めること。 (6) サービス担当者会議等による専門的意見の聴取（第6項） 計画担当介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い施設サービス計画とするため、施設サービスの目標を達成するために、具体的なサービスの内容として何ができるかなどについて、施設サービス計画原案に位置付けた施設サービスの担当者からなるサービス担当者会議の開催又は当該担当者への照会等により、専門的な見地からの意見を求め調整を図ることが重要である。なお、計画担当介護支援専門員は、入所者の状態を分析し、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があるものである。 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この(6)において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。なお、
---	---

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により当該入所者の同意を得なければならない。 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当	テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、同項で定める他の担当者とは、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員及び管理栄養士等の当該入所者の介護及び生活状況等に関係する者を指すものである。 (7) 施設サービス計画原案の説明及び同意（第7項） 施設サービス計画は、入所者の希望を尊重して作成されなければならない。このため、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画の作成にあたっては、これに位置付けるサービスの内容を説明した上で文書によって入所者の同意を得ることを義務づけることにより、サービスの内容への入所者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。 なお、当該説明及び同意を要する施設サービス計画の原案とは、いわゆる施設サービス計画書の第1表及び第2表（「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）に示す標準様式を指す。）に相当するものを指すものである。 また、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得ることを義務づけているが、必要に応じて入所者の家族に対しても説明を行い同意を得る（通信機器等の活用により行われるものを含む。）ことが望ましいことに留意すること。 (8) 施設サービス計画の交付（第8項）
--	---

該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 - 一 定期的に入所者に面接すること。 - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	施設サービス計画を作成した際には、遅滞なく入所者に交付しなければならない。 なお、交付した施設サービス計画は、条例第 44 条第 2 項の規定に基づき、2 年間保存しておかななければならない。 (9) 施設サービス計画の実施状況等の把握及び評価等（第 9 項） 計画担当介護支援専門員は、入所者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、施設サービス計画の作成後においても、入所者及びその家族並びに他のサービス担当者と継続して連絡調整を行い、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、入所者の解決すべき課題の変化が認められる場合等必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。 なお、入所者の解決すべき課題の変化は、入所者に直接サービスを提供する他のサービス担当者により把握されることも多いことから、計画担当介護支援専門員は、他のサービス担当者と緊密な連携を図り、入所者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制の整備に努めなければならない。 (10) モニタリングの実施（第 10 項） 施設サービス計画の作成後のモニタリングについては、定期的に入所者と面接して行う必要がある。また、モニタリングの結果についても定期的に記録することが必要である。 「定期的に」の頻度については、入所者の心身の状況等に応じて適切に判断するものとする。 また、特段の事情とは、入所者の事情により、入所者に面接するこ
---	---

1 1 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 一 入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合 二 入所者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 1 2 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。 (令和三条例九・一部改正) (介護) 第十九条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない	とができない場合を主として指すものであり、計画担当介護支援専門員に起因する事情は含まれない。 なお、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておく必要がある。 (11) 施設サービス計画の変更（第 12 項） 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を変更する際には、原則として、条例第 18 条第 2 項から第 8 項に規定された施設サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。 なお、入所者の希望による軽微な変更を行う場合には、この必要はないものとする。ただし、この場合においても、計画担当介護支援専門員が、入所者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、同条第 9 項（(9) 施設サービス計画の実施状況等の把握及び評価等）に規定したとおりである。 12 介護（条例第 19 条） (1) 介護サービスの提供に当たっては、入所者の人格に十分配慮し、施設サービス計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基
--	---

い。 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。 3 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者に対し、心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。 4 指定介護老人福祉施設の開設者は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。 5 指定介護老人福祉施設の開設者は、前各項に規定するもののほか、入所者が行う離床、着替え、整容その他日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。 6 指定介護老人福祉施設の開設者は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。 7 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者に対し、当該入所者の負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。	本であり、自立している機能の低下が生じないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行うものとする。 (2) 入浴は、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施するものとする。 なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清拭^{しき}を実施するなど入所者の清潔保持に努めるものとする。 (3) 排せつの介護は、入所者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。 (4) 入所者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、入所者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。 (5) 「指定介護老人福祉施設の開設者は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。」とは、施設において褥瘡の予防のための体制を整備するとともに、介護職員等が褥瘡に関する基礎的知識を有し、日常的なケアにおいて配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させることを想定している。例えば、次のようなことが考えられる。 イ 当該施設における褥瘡のハイリスク者（日常生活自立度が低い入所者等）に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価をする。
---	---

	ロ 当該施設において、専任の施設内褥瘡予防対策を担当する者（看護師が望ましい。）を決めておく。なお、同一施設内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 （※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 ハ 医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する。 ニ 当該施設における褥瘡対策のための指針を整備する。 ホ 介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施する。 また、施設外の専門家による相談、指導を積極的に活用することが望ましい。 (6) 指定介護老人福祉施設は、入所者にとって生活の場であることから、通常の 1 日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など入所者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行うものとする。 (7) 第 6 項の「常時 1 人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる」とは、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制
--	--

(食事) 第二十条 指定介護老人福祉施設の開設者は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を行うことを支援しなければならない。	を定めておくとともに、2以上の介護職員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の介護職員の配置を行わなければならないことを規定したものである。 なお、介護サービスの提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組むものとする。 13 食事（条例第20条） (1) 食事の提供について 入所者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の入所者の栄養状態に応じた栄養管理を行うように努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の入所者の身体の状態や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容とすること。 また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。 (2) 調理について 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。 また、病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けること。 (3) 適時の食事の提供について 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。 (4) 食事の提供に関する業務の委託について 食事の提供に関する業務は指定介護老人福祉施設自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、
---	--

(相談及び援助) 第二十一条 指定介護老人福祉施設の開設者は、常に入所者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 (社会生活上の便宜の提供等) 第二十二条 指定介護老人福祉施設の開設者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、レクリエーション行事等を行わなければならない。	衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができること。 (5) 居室関係部門と食事関係部門との連携について 食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。 (6) 栄養食事相談 入所者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。 (7) 食事内容の検討について 食事内容については、当該施設の医師又は栄養士若しくは管理栄養士（入所定員が 40 人を超えない指定介護老人福祉施設であって、栄養士又は管理栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士）を含む会議において検討が加えられなければならないこと。 14 相談及び援助 条例第 21 条に定める相談及び援助は、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に入所者の生活の向上を図ることを趣旨とするものである。 15 社会生活上の便宜の提供等 (1) 条例第 22 条第 1 項は指定介護老人福祉施設の開設者が画一的なサービスを提供するのではなく、入所者が自らの趣味又は嗜好に応じた
---	--

2 指定介護老人福祉施設の開設者は、行政機関等に対して入所者が行うべき手続について、当該入所者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て、代わって行わなければならない。 3 指定介護老人福祉施設の開設者は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 4 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。 (機能訓練) 第二十三条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。	活動を通じて充実した日常生活を送ることができるよう努めることとしたものである。 (2) 同条第2項は、指定介護老人福祉施設の開設者は、郵便、証明書等の交付申請等、入所者が必要とする手続等について、入所者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。 (3) 同条第3項は、指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入所者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。また、入所者と家族の面会の場所や時間等についても、入所者やその家族の利便に配慮したものであるよう努めなければならない。 (4) 同条第4項は、指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、入所者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入所者に多様な外出の機会を確保するよう努めなければならないこととするものである。 16 機能訓練 条例第23条に定める機能訓練は、機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を含むものであり、これらについても十分に配
--	---

の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。 (令和三条例九・追加)	の管理について、入所者の口腔の健康管理状態に応じて、以下の手順により計画的に行うべきことを定めたものである。別途通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」）も参照すること。 (1) 当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士（以下「歯科医師等」という。）が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。 (2) 当該施設の従業者又は歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。 (3) (1)の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができるものとする。 - イ 助言を行った歯科医師 - ロ 歯科医師からの助言の要点 - ハ 具体的方策 - ニ 当該施設における実施目標 - ホ 留意事項・特記事項 (4) 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は(3)の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。
--	--

(健康管理) 第二十四条 指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、健康保持のための適切な措置を採らなければならない。 (入所者の入院期間中の取扱い) 第二十五条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、当該入所者が退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。	なお、当該施設と計画に関する技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等においては、実施事項等を文書で取り決めること。 19 健康管理 (1) 条例第 24 条は、健康管理が、医師及び看護職員の業務であることを明確にしたものである。 20 入所者の入院期間中の取扱い（条例第 25 条） (1) 「退院することが明らかに見込まれるとき」に該当するか否かは、入所者の入院先の病院又は診療所の当該主治医に確認するなどの方法により判断すること。 (2) 「必要に応じて適切な便宜を供与」とは、入所者及びその家族の同意の上での入退院の手続きや、その他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指すものである。 (3) 「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退院日に満床であることをもって該当するものではなく、例えば、入所者の退院が予定より早まるなどの理由により、ベッドの確保が間に合わない場合等を指すものである。施設側の都合は、基本的には該当しないことに留意すること。なお、前記の例示の場合であっても、再入所が可能なベッドの確保が出来るまでの間、短期入所生活介護の利用を検討するなどにより、入所者の生活に支障を来さないよう努める必要がある。 (4) 入所者の入院期間中のベッドは、短期入所生活介護事業等に利用しても差し支えないが、当該入所者が退院する際に円滑に再入所できるよう、その利用は計画的なものでなければならない。
---	--

(入所者に係る不正利得等に関する保険者市町村への通知) 第二十六条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者である市町村（特別区を含む。以下「保険者市町村」という。）に通知しなければならない。 一 正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (緊急時等の対応) 第二十六条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第五条第一項第一号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。 (平成三〇条例一一・追加、令和六条例九・一部改正)	21 入所者に係る不正利得等に関する保険者市町村への通知 条例第 26 条は、偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失等により、要介護状態等若しくはその原因となった事故を生じさせるなどした者については、保険者である市町村（特別区を含む。以下「保険者市町村」という。）が、介護保険法第 22 条第 1 項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は第 64 条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定介護老人福祉施設の開設者が、その入所者に関し、保険給付の適正化の観点から保険者市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。 22 緊急時等の対応（条例第 26 条の 2） 条例第 26 条の 2 は、入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対して、配置医師及び協力医療機関の協力を得て、あらかじめ配置医師による対応又はその他の方法による対応方針を定めなければならないことを義務付けるものである。対応方針に定める規定としては、例えば、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの医師や協力医療機関との連携方法、診療を依頼するタイミング等があげられる。 また、当該対応方針については、1 年に 1 回以上、配置医師及び協力医療機関の協力を得て見直しを行い、必要に応じて変更すること。見直しの検討に当たっては、施設内の急変対応の事例について関係者で振り返りを行うことなどが望ましい。なお、条例第 32 条第 2 項において、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応の確認をすることとされており、この確認について、当該対応方針の見直しとあわせて行うことも考えられる。
---	--

の条において同じ。)の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わせるものとする。 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護老人福祉施設の管理者に、当該指定介護老人福祉施設の従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令に関する業務を担当させるものとする。 (計画担当介護支援専門員の業務) 第二十九条 指定介護老人福祉施設の開設者は、計画担当介護支援専門員に、第十八条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わせるものとする。 一 入所申込者の入所に際し、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。 二 入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、当該検討の内容等を記録すること。 三 心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。 四 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。 五 第十七条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。	のサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、当該指定介護老人福祉施設の従業者に条例第三節の規定を順守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。 25 計画担当介護支援専門員の業務 条例第 29 条は、指定介護老人福祉施設の計画担当介護支援専門員の業務を定めたものである。 計画担当介護支援専門員は、条例第 18 条の業務のほか、指定介護老人福祉施設が行う業務のうち、条例第 13 条第 3 項から第 6 項まで、第 17 条第 5 項、第 40 条第 2 項及び第 42 条第 2 項に規定される業務を行うものとする。
--	--

六 第四十条第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。 七 第四十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。 (運営規程) 第三十条 指定介護老人福祉施設の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護老人福祉施設の従業者及び入所者に周知しなければならない。 一 施設の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 入所定員 四 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 五 施設の利用に当たっての留意事項 六 緊急時等における対応方法 七 非常災害対策 八 虐待の防止のための措置に関する事項 九 その他施設の運営に関する重要事項 (平成三〇条例一一・令和三条例九・一部改正)	26 運営規程 条例第 30 条は、指定介護老人福祉施設の適正な運営及び入所者に対する適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保するため、同条第 1 号から第 9 号までに掲げる事項を内容とする規程を定め、これを当該指定介護老人福祉施設の従業者及び入所者に周知することを指定介護老人福祉施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 (1) 従業者の職種、員数及び職務の内容（第 2 号） 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第 5 条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない（条例第 8 条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）。 (2) 入所定員（第 3 号） 入所定員は、指定介護老人福祉施設の事業の専用の居室のベッド数（和室利用の場合は、当該居室の利用人員数）と同数とすること。 (3) 指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額（第 4 号） 「指定介護福祉施設サービスの内容」は、年間行事・レクリエーション及び日課等を含めたサービスの内容を指すものであること。また、「その他の費用の額」は、条例第 15 条第 3 項により支払を受けること
---	---

(勤務体制の確保等) 第三十一条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供できるよう、従業員の勤務体制を定めておかなければならない。	が認められている費用の額を指すものであること。 (4) 施設の利用に当たっての留意事項 (第 5 号) 入所者が指定介護福祉施設サービスの提供を受ける際の、入所者側が留意すべき事項 (入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等) を指すものであること。 (5) 非常災害対策 (第 7 号) 29 の非常災害に関する具体的計画を指すものであること。 (6) 虐待の防止のための措置に関する事項 (第 8 号) 38 の虐待の防止に係る、組織内の体制 (責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等) や虐待又は虐待が疑われる事案 (以下「虐待等」という。) が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。 (7) その他施設の運営に関する重要事項 (第 9 号) 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。 27 勤務体制の確保等 条例第 31 条は、入所者に対する適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。 (1) 同条第 1 項は、指定介護老人福祉施設ごとに、原則として月ごとに勤務表 (介護職員の勤務体制を 2 以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表) を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。
---	--

2 指定介護老人福祉施設の開設者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護老人福祉施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 指定介護老人福祉施設の開設者は、適切な指定介護福祉施設サービス	(2) 同条第2項は、指定介護老人福祉施設の開設者は原則として、当該施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供すべきであるが、調理業務、洗濯等の入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。 (3) 同条第3項前段は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。 また、同項後段は、指定介護老人福祉施設に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とするとし、具体的には、同条第3項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。 (4) 同条第4項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確
---	---

の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (令和三条例九・一部改正)	保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、入所者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 イ 事業者が講ずべき措置の具体的内容 事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりであるが、特に留意する内容は以下のとおりである。 a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定める
---	--

	こと等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が 5000 万円以下又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 ロ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業者が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して 1 人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、入所者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業者が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じる
--	--

(業務継続計画の策定等) 第三十一条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。 3 指定介護老人福祉施設の開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (令和三条例九・追加)	にあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考とすること。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html) 加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業者が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれからの活用も含め、施設におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。 28 業務継続計画の策定等 (1) 条例第 31 条の 2 は、指定介護老人福祉施設は、感染症や災害が発生した場合であっても、入所者が継続して指定介護福祉施設サービスの提供を受けられるよう、指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、指定介護老人福祉施設に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、条例第 31 条の 2 に基づき施設に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求め
---	---

	られることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましい。 (2) 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照すること。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。 ① 感染症に係る業務継続計画 イ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） ロ 初動対応 ハ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ② 災害に係る業務継続計画 イ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） ロ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ハ 他施設及び地域との連携
--	--

(定員の遵守) 第三十二条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (非常災害対策) 第三十三条 指定介護老人福祉施設の開設者は、非常災害に関する具体的	(3) 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年２回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 (4) 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年２回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること。 29 非常災害対策 (1) 条例第 33 条は、指定介護老人福祉施設の開設者は、非常災害に際
---	--

計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 (令和三条例九・一部改正)	して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものであること。 (2) 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。 また「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定介護老人福祉施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定介護老人福祉施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとする。 (3) 同条第2項は、介護老人福祉施設が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。
---	---

(衛生管理等) 第三十四条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し周知徹底すること。 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する	30 衛生管理等 (1) 条例第 34 条第 1 項は、指定介護老人福祉施設の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。 ① 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）等関係法現に準じて行われなければならない。 なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行われなければならないこと。 ② 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ③ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、国の通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ④ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 (2) 条例第 34 条第 2 項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。 ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職
--	---

こと。 三 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。 (令和三条例九・一部改正)	員、介護職員、栄養士又は管理栄養士、生活相談員)により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要である。なお、同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 また、感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り
---	---

	扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。 また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 当該施設における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、施設内の衛生管理（環境の整備、排せつ物の処理、血液・体液の処理等）、日常のケアにかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排せつ物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における施設内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照すること。 ③ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 介護職員その他の従業者に対する「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基
--	---

	づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年 2 回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、施設内での研修で差し支えない。 ④ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 ⑤ 施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症や既往であっても、一定の場合を除き、サービス提供を断る正当な理由には該当しないも
--	--

(協力医療機関等) 第三十五条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととすることができる。 一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 二 当該指定介護老人福祉施設の開設者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。	のである。こうした者が入所する場合には、感染対策担当者は、介護職員その他の従業者に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知することが必要である。 31 協力医療機関等 条例第 35 条は、指定介護老人福祉施設の入所者の病状の急変時等に対応するための協力医療機関をあらかじめ定めておくこと、新興感染症の診療等を行う医療機関と新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めること、歯科医療の確保の観点からあらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めること等を規定したものであること。 協力医療機関及び協力歯科医療機関は、指定介護老人福祉施設から近距離にあることが望ましい。 (1) 協力医療機関との連携（第 1 項）介護老人福祉施設の入所者の病状の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関及び緊急時に原則入院できる体制を確保した協力病院を定めなければならない。その際、例えば同条第 1 項第 1 号及び第 2 号の要件を満たす医療機関と同条第 1 項第 3 号の要件を満たす医療機関を別に定めるなど、複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えない。 連携する医療機関は、在宅療養支援病院や在宅療養支援診療所、地域包括ケア病棟(200 床未満)を持つ医療機関、在宅療養後方支援病院等の在宅医療を支援する地域の医療機関（以下、在宅療養支援病院等）と連携を行うことが想定される。なお、令和 6 年度診療報酬改定において新設される地域包括医療病棟を持つ医療機関は、前述の在宅療養支援病院等を除き、連携の対象として想定される医療機関には含まれ
--	---

2 指定介護老人福祉施設の開設者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。 3 指定介護老人福祉施設の開設者は、感染症の予防及び感染症の患者に	ないため留意すること。 また、第 3 号の要件については、必ずしも当該介護老人福祉施設の入所者が入院するための専用の病床を確保する場合でなくとも差し支えなく、一般的に当該地域で在宅療養を行う者を受け入れる体制が確保されていればよい。 なお、協力医療機関との連携に係る義務付けの適用に当たっては、青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例（令和 6 年 3 月青森市条例第 9 号。以下「令和 6 年改正条例」という。）附則第 6 条において、3 年間の経過措置を設けており、令和 9 年 3 月 31 日までの間は、努力義務とされているが、経過措置期限を待たず、可及的速やかに連携体制を構築することが望ましい。 (2) 協力医療機関との連携に係る届け出（第 2 項） 協力医療機関と実効性のある連携体制を確保する観点から、年に 1 回以上、協力医療機関と入所者の急変時等における対応を確認し、当該医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を指定を行った都道府県知事、指定都市又は中核市の市長（以下「指定権者」という。）に届け出ること義務づけたものである。届出については、別紙 1 によるものとする。協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合には、速やかに指定権者に届け出ること。同条第 1 項の規定の経過措置期間において、同条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の要件を満たす協力医療機関を確保できていない場合は、経過措置の期限内に確保するための計画を併せて届け出を行うこと。 (3) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携（第 3 項）
--	--

対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。 4 指定介護老人福祉施設の開設者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 5 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。 6 指定介護老人福祉施設の開設者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を	介護老人福祉施設の入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染症法第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関である病院又は診療所との新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしたものである。 取り決めの内容としては、流行初期期間経過後（新興感染症の発生の公表後 4 か月程度から 6 カ月程度経過後）において、介護老人福祉施設の入所者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うことが想定される。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。 (4) 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合（第 4 項） 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、第 2 項で定められた入所者の急変時等における対応の確認と合わせ、当該協力機関との間で、新興感染症の発生時等における対応について協議を行うことを義務付けるものである。協議の結果、当該協力医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めがなされない場合も考えられるが、協力医療機関のように日頃から連携のある第二種協定指定医療機関と取り決めることが望ましい。 (5) 医療機関に入院した入所者の退院後の受け入れ（第 5 項） 「速やかに入所させることができるよう努めなければならない」とは、必ずしも退院後に再入所を希望する入所者のために常にベッドを確保しておくということではなく、できる限り円滑に再入所できるよう努めなければならないということである。
--	--

定めておくよう努めなければならない。 (令和六条例九・一部改正) (掲示) 第三十六条 指定介護老人福祉施設の開設者は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。	32 掲示 (1) 条例第36条第1項は、指定介護老人福祉施設は、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定介護老人福祉施設の見やすい場所に掲示することを規定したものである。また、同条第3項は、指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項を当該指定介護老人福祉施設のウェブサイトに掲載することを規定したものであるが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。なお、指定介護老人福祉施設は、重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、次に掲げる点に留意する必要がある。 ① 施設の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの入所申込者、入所者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 ② 従業者の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ③ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の44各号に掲げる基準に該当する指定介護老人福祉施設については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、条
---	---

2 指定介護老人福祉施設の開設者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。 3 指定介護老人福祉施設の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 (令和三条例九・令和六条例九・一部改正) (秘密保持等) 第三十七条 指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。当該従業者でなくなった場合も同様とする。 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者又は従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	例第 36 条第 3 項の規定によるウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいこと。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、同条第 1 項の規定による掲示は行う必要があるが、これを同条第 2 項や条例第 57 条第 1 項の規定に基づく措置に代えることができること。 なお、厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成 12 年厚生省告示第 123 号）二のハの(2)及び居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）一のハに規定するウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、この(1)に準ずるものとする。 (2) 条例第32条第2項は、重要事項を記載したファイル等を介護サービスの入所申込者、入所者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定介護老人福祉施設内に備え付けることで同条第 1 項の掲示に代えることができることを規定したものである。 33 秘密保持等 (1) 条例第 37 条第 1 項は、指定介護老人福祉施設の従業者に、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。 (2) 同条第 2 項は、指定介護老人福祉施設に対して、過去に当該指定介護老人福祉施設の従業者又は従業者であった者が、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定介護老人福祉施設
--	--

3 指定介護老人福祉施設の開設者は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該入所者の同意を得ておかなければならない。 (広告) 第三十八条 指定介護老人福祉施設の開設者は、当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。 (居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止) 第三十九条 指定介護老人福祉施設の開設者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 (苦情処理)	は、当該指定介護老人福祉施設の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。 (3) 同条第3項は、入所者の退所後の居宅における居宅介護支援計画の作成等に資するために、居宅介護支援事業者等に対して情報提供を行う場合には、あらかじめ、文書により入所者から同意を得る必要があることを規定したものである。 34 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 (1) 条例第39条第1項は、居宅介護支援事業者による介護保険施設の紹介が公正中立に行われるよう、指定介護老人福祉施設の開設者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。 (2) 同条第2項は、入所者による退所後の居宅介護支援事業者の選択が公正中立に行われるよう、指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。 35 苦情処理
---	--

第四十条 指定介護老人福祉施設の開設者は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を入所者又はその家族に対して周知しなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設の開設者は、第一項の措置又は提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第二十三条の規定により市又は保険者市町村（以下この条において「市等」という。）が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市等の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入所者からの苦情に関して市等が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を勘案して、必要な改善を行うよう努めなければならない。この場合において、市等からの求めがあったときは、当該指導又は助言の内容を勘案して講じた措置について報告しなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設の開設者は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又

(1) 条例第 40 条第 1 項にいう「必要な措置」とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等である。なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、第 4 の 32 の(1)に準ずるものとする。

(2) 同条第 2 項は、苦情に対し指定介護老人福祉施設が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定介護老人福祉施設が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務づけたものである。

また、指定介護老人福祉施設は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。

なお、条例第 44 条第 2 項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、2 年間保存しなければならない。

(3) 介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことがその業務として位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市等が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市等についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定介護老人福祉施設に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上明確にしたものである。

は助言を勘案して、必要な改善を行うよう努めなければならない。この場合において、国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該指導又は助言の内容を勘案して講じた措置について報告しなければならない。 （地域との連携等） 第四十一条 指定介護老人福祉施設の開設者は、運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等地域との交流を図らなければならない。 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、運営に当たっては、市が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。 （事故発生の防止及び発生時の対応） 第四十二条 指定介護老人福祉施設の開設者は、事故の発生及びその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 二 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、当該事実の分析を踏まえた改善策について、従業者に対し周知徹底することができる体制を整備すること。 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行う	36 地域との連携等 (1) 条例第 41 条第 1 項は、指定介護老人福祉施設が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならないこととしたものである。 (2) 同条第 2 項は、条例第 6 条第 3 項の趣旨に基づき、介護サービス相談員を積極的に受け入れる等、市との密接な連携に努めることを規定したものである。 なお、「市が実施する社会福祉に関する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。 37 事故発生の防止及び発生時の対応（条例第 42 条） (1) 事故発生の防止のための指針（第 1 項第 1 号） 指定介護老人福祉施設が整備する「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 ① 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方 ② 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項 ③ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針 ④ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放
---	---

ことができるものとする。) 及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、保険者市町村、当該入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 4 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (令和三条例九・一部改正)	置しておくとし介護事故に結びつく可能性が高いもの(以下「介護事故等」という。)の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針 ⑤ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針 ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ⑦ その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針 (2) 事実の報告及びその分析を通じた改善策の従業者に対する周知徹底(第1項第2号) 指定介護老人福祉施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。 具体的には、次のようなことを想定している。 ① 介護事故等について報告するための様式を整備すること。 ② 介護職員その他の従業者は、介護事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、介護事故等について報告すること。 ③ (3)の事故発生の防止のための委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。 ④ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。 ⑤ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 ⑥ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。
--	--

	(3) 事故発生の防止のための委員会（第1項第3号） 指定介護老人福祉施設における「事故発生の防止のための検討委員会」（以下「事故防止検討委員会」という。）は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておくことが必要である。 事故防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。 また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 (4) 事故発生の防止のための従業者に対する研修（第1項第3号） 介護職員その他の従業者に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定介護老人福祉施設における指針に基づき、安
--	---

	全管理の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。 (5) 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者（第1項第4号）指定介護老人福祉施設における事故発生を防止するための体制として、(1)から(4)までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、事故防止検討委員会の安全対策を担当する者と同じの従業者が務めることが望ましい。なお、同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 (6) 損害賠償（第4項） 指定介護老人福祉施設の開設者は、賠償すべき事態となった場合に
--	---

(虐待の防止) 第四十二条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。 三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 （令和三条例九・追加）	は、速やかに賠償しなければならない。そのため、損害賠償保険に加入しておくこと。 38 虐待の防止（条例第 42 条の 2） 条例第 42 条の 2 は虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定介護老人福祉施設は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、入所者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。 ・虐待の未然防止 指定介護老人福祉施設は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第 1 条の 2 の基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護施設の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 ・虐待等の早期発見 指定介護老人福祉施設の従業者は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、虐待等を早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられている
---	---

	ことが望ましい。また、入所者及びその家族からの虐待等に係る相談、入所者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 ・虐待等への迅速かつ適切な対応虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定介護老人福祉施設は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第１号） 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催することが必要である。また、施設外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 なお、虐待防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う
--	--

	事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、施設に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。 イ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
--	--

	② 虐待の防止のための指針(第2号) 指定介護老人福祉施設が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 - イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方 - ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 - ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 - ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 - ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 - ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 - ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 - チ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 - リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修(第3号) 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定介護老人福祉施設における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年2回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。 ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(第4号)
--	---

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置) 第四十二条の三 指定介護老人福祉施設の開設者は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。 (令和六条例九・追加)	指定介護老人福祉施設における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 なお、同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 39 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催 条例第 42 条の 3 は、介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び開催について規定したものである。なお、本条の適用に当たっては、令和 6 年改正条例附則第 4 条において、3 年間の
--	--

	経過措置を設けており、令和9年3月31日までの間は、努力義務とされている。 本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討すること。なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えないものであること。 また、本委員会は、定期的に開催することが必要であるが、開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化することがないように留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めることが望ましい。 あわせて、本委員会の開催に当たっては、厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることが望ましい。また、本委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議（事故発生の防止のための委員会等）を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資
--	---

(会計の区分) 第四十三条 指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。 (記録の整備) 第四十四条 指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者、設備及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 施設サービス計画 二 第十三条第四項の規定による居宅において日常生活を営むことがで	する方策を検討するための委員会」と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えない。 40 会計の区分 条例第 43 条は、指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護福祉施設サービスに関して他の介護給付等対象サービスと経理を区分するとともに、介護保険の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、「介護保険・高齢者保険福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」(平成 24 年 3 月 29 日老高発 0329 第 1 号)、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成 13 年 3 月 28 日老振発第 18 号)及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成 12 年 3 月 10 日老計第 8 号)によるものである。 41 記録の整備 条例第44条第2項は、指定介護老人福祉施設が同項各号に規定する記録を整備し、2年間保存しなければならないこととしたものである。なお、「その完結の日」とは、個々の入所者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、入所者の死亡、入所者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。
---	--

きるかどうかについての検討の内容等の記録 三 第十四条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 四 第十七条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 五 第二十六条の規定による保険者市町村への通知に係る記録 六 第四十条第二項の規定による苦情の内容等の記録 七 第四十二条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 3 前二項の規定によるもののほか、指定介護老人福祉施設の開設者は、施設介護サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 (令和六条例九・一部改正) 第四章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 第一節 この章の趣旨及び基本方針 (この章の趣旨) 第四十五条 前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、当該入居者に対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところに	第5 ユニット型指定介護老人福祉施設 1 第4章の趣旨 「ユニット型」の指定介護老人福祉施設は、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うこと、すなわち、生活単位と介護単位を一致させたケアであるユニットケアを行うことに特徴があり、これまで「居住福祉型」と称してきたものを、その特徴をよりわかりやすく表す観点から改めたものである。 こうしたユニット型指定介護老人福祉施設のケアは、これまでの指定介護老人福祉施設のケアと大きく異なることから、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第1章、第3章第2節及び第3節ではなく、第4章に定めるところによるものである。なお、人員に関
---	--

よる。 (基本方針) 第四十六条 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居者の居宅における生活への復帰に向けて、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。 2 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市若しくは保険者市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 3 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 4 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 (令和三条例九・一部改正) 第二節 設備に関する基準 (設備)	する基準については、第2章(条例第5条)に定めるところによるので、留意すること。 2 基本方針 条例第46条(基本方針)は、ユニット型指定介護老人福祉施設がユニットケアを行うものであることを規定したものである。 その具体的な内容に関しては、条例第49条以下に、サービスの取扱方針、介護、食事など、それぞれについて明らかにしている。 3 設備に関する要件(条例第47条) (1) ユニットケアを行うためには、入居者の自律的な生活を保障する居
--	---

第四十七条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 ユニット 次のイからニまでに掲げる設備に応じ、それぞれイからニまでに定める基準

イ 居室 次の（１）から（４）までに掲げる基準

（１） 一の居室の定員は、一人であること（入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができるものであること。）。

（２） 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられていること（一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものであること。）。

（３） 一の居室の床面積は、十・六五平方メートル以上（居室の定員を二人とする場合にあっては、二十一・三平方メートル以上）であること。

（４） ブザー又はこれに代わる設備が設けられていること。

ロ 共同生活室 次の（１）から（３）までに掲げる基準

（１） いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものであること。

（２） 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積を標準として算出した面積以上であること。

（３） 必要な設備及び備品が備えられていること。

室（使い慣れた家具等を持ち込むことのできる個室）と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室（居宅での居間に相当する部屋）が不可欠であることから、ユニット型指定介護老人福祉施設は、施設全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成し、運営しなければならない。

（２） 入居者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることのできる場所を設けることが望ましい。

（３） ユニット（第１項第１号）

ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うというユニットケアの特徴を踏まえたものでなければならない。

（４） 居室（第１号イ）

① 前記(1)のとおりユニットケアには個室が不可欠なことから、居室の定員は１人とする。ただし、夫婦で居室を利用する場合などサービスの提供上必要と認められる場合は、２人部屋とすることができるものであること。

② 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられていなければならない。

この場合、「当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられている居室とは、次の３つをいう。

イ 当該共同生活室に隣接している居室

ロ 当該共同生活室に隣接してはいないが、イの居室と隣接している居室

ハ 洗面設備 次の（１）及び（２）に掲げる基準 （１） 各居室又は各共同生活室に適当数設けられていること。 （２） 要介護者の使用に適したものであること。 ニ 便所 次の（１）から（３）までに掲げる基準 （１） 各居室又は各共同生活室に適当数設けられていること。 （２） ブザー又はこれに代わる設備が設けられていること。 （３） 要介護者の使用に適したものであること。 二 浴室 要介護者の入浴に適したものであること。 三 医務室 医療法第一条の五第二項に規定する診療所であり、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器が備えられているとともに、必要に応じて臨床検査設備が設けられていること。 四 廊下 次のイ又はロに掲げる基準 イ 幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては二・七メートル以上）であること。 ロ イの規定にかかわらず、廊下の一部の幅が拡張されることにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）であること。 五 消火設備等 非常災害に際して必要な設備が設けられていること。 2 前項第二号から第五号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。 （令和三条例九・一部改正）	ハ その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている居室（他の共同生活室のイ及びロに該当する居室を除く。） ③ ユニットの入居定員 ユニット型指定介護老人福祉施設は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下とすることを原則とする。 ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であつて、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が15人までのユニットも認める。 ④ ユニットの入居定員に関する既存施設の特例 平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設（建築中のものを含む。）が同日において現にユニットを有している（建築中のものを含む。）場合は、当ユニットについては、前記③は適用しない。ただし、当該ユニットが改築されたときは、この限りでない。 ⑤ 居室の床面積 ユニット型指定介護老人福祉施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた^{たんす}箆笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。 イ ユニット型個室 床面積は、10.65平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられている
---	--

	ときはその面積を除く。) とすること。 また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に 2 人部屋とするときは 21.3 平方メートル以上とすること。 ロ ユニット型個室（経過措置） 令和3年4月1日に現に存するユニット型指定介護老人福祉施設（基本的な設備が完成しているものを含み、令和3年4月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）において、ユニットに属さない居室を改修してユニットが造られている場合であり、床面積が、10.65平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）であるもの。 この場合にあつては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであつて、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。 居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても個室的多床室としては認められない。 また、居室への入口が、複数の居室で共同であつたり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、個室的多床室としては認められないものである。入居者へのサービス提供上必要と認めら
--	--

	れる場合に2人部屋とするときは21.3平方メートル以上とすること。 なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。 (5) 共同生活室（第1号ロ） ① 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものでなければならない。このためには、次の2つの要件を満たす必要がある。 イ 他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。 ロ 当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。 ② 共同生活室の床面積 共同生活室の床面積について「標準として算出」とされている趣旨は、居室の床面積について前記(4)の⑤にあるのと同様である。 ③ 共同生活室には、要介護者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えなければならない。 また、入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができ
--	--

	るようにする観点から、簡易な流し・調理設備を設けることが望ましい。 (6) 洗面設備（第1号ハ） 洗面設備は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、共同生活室内の1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。 (7) 便所（第1号ニ） 便所は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、共同生活室内の1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。 (8) 浴室（第2号） 浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましい。 (9) 廊下（第4号） ユニット型特別養護老人ホームにあっては、多数の入居者や従業者が日常的に一度に移動することはないから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。 ここでいう「廊下の一部の幅が拡張されることにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるとき」とは、アルコーブを設けることなどにより、入居者、従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。
--	---

第三節 運営に関する基準 (利用料等の受領) 第四十八条 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人	このほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の廊下の幅については、第3の2及び療養病床等を有する病院等の療養病床等を平成30年3月31日までの間に転換する場合は、第3の4の(6)を準用する。この場合において、第3の2中「静養室」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。 (10) ユニット型指定介護老人福祉施設の設備については、前記の(1)から(9)までによるほか、第3の1及び3を準用する。 4 利用料等の受領 第4の7は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において第4の7の(1)及び(4)中「条例第15条」とあるのは「条例第48条」と読み替えるものとする。
---	--

福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。) 二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。) 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五 理美容代 六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、第三項各号に掲げる費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。	
---	--

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針) 第四十九条 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。 2 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。 3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。 4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。	5 指定介護福祉施設サービスの取扱方針 (1) 条例第 49 条第 1 項は、条例第 46 条第 1 項の基本方針を受けて、入居者へのサービスの提供は、入居者が自律的な日常生活を営むことができるよう支援するものとして行われなければならないことを規定したものである。 入居者へのサービスの提供に当たっては、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり、このため職員は、一人一人の入居者について、個性、心身の状況、入居に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければならない。 なお、こうしたことから明らかなように、入居者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われなことを行うのは、サービスとして適当でない。 (2) 条例第 49 条第 2 項は、条例第 46 条第 1 項の基本方針を受けて、入居者へのサービスの提供は、入居者がユニットにおいて相互に社会的関係を築くことができるよう、それぞれ役割を持って生活を営めるように配慮して行われなければならないことを規定したものである。 このため職員は、入居者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要であるが、同時に、入居者が他の入居者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことのないようにすることにも配慮が必要である。
---	--

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 6 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 7 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 8 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 9 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、自らその提供する指定	(3) 同条第 6 項及び第 7 項は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。 また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の 3 つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。 なお、条例第 56 条において準用する条例第 44 条第 2 項の規定に基づき、当該記録は、2 年間保存しなければならない。 (4) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（第 8 項第 1 号） 同条第 8 項第 1 号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、
---	---

介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (平成三〇条例一一・令和三条例九・一部改正)	日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられ考えられる者を選任すること。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 なお、身体的拘束等適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。身体的拘束等適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束等適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。また、身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ユニット型指定介護老人福祉施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要で
--	--

	ある。 具体的には、次のようなことを想定している。 ① 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。 ② 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。 ③ 身体的拘束等適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。 ④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 ⑤ 報告された事例及び分析結果に従業者に周知徹底すること。 ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。 (5) 身体的拘束等の適正化のための指針（第8項第2号） ユニット型指定介護老人福祉施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 ① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ② 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針
--	---

(介護) 第五十条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 2 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持	(6) 身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修(第8項第3号) 介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該ユニット型指定介護老人福祉施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該ユニット型指定介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。 6 介護 (1) 条例第50条第1項は、介護が、条例第49条第1項及び第2項の指定介護福祉施設サービスの取扱方針を受けた適切な技術をもって行われなければならないことを規定したものである。 自律的な日常生活を営むことを支援するという点では、入居者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることのないよう留意する必要がある。 また、入居者が相互に社会的関係を築くことを支援するという点では、単に入居者が家事の中で役割を持つことを支援するにとどまらず、例えば、入居者相互の間で、頼り、頼られるといった精神的な面での役割が生まれることを支援することにも留意する必要がある。 (2) 条例第50条第2項の「日常生活における家事」には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど、多様なものが考え
--	--

って行うよう適切に支援しなければならない。 3 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、清拭^{しき}を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。 4 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを適切に取り替えなければならない。 5 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。 6 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。 7 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。 8 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者に対し、入居者の負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 (食事) 第五十一条 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好^しを考慮した食事を提供しなければならない。	られる。 (3) 条例第 50 条第 3 項は、入浴が、単に身体の清潔を維持するだけでなく、入居者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして「適切な方法により」これを行うこととするとともに、同様の観点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など入居者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければならないことを規定したものである。 (4) ユニット型指定介護老人福祉施設における介護については、前記の(1)から(3)までによるほか、第 4 の 11 の(3)から(7)までを準用する。この場合において、第 4 の 11 の(7)中「第 6 項」とあるのは「第 7 項」と読み替えるものとする。 7 食事
--	---

2 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。 3 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じ、可能な限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。 4 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、入居者の意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。 (社会生活上の便宜の提供等) 第五十二条 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。 2 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、行政機関等に対して入居者が行うべき手続について、当該入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入居者の同意を得て、代わって行わなければならない	(1) 条例第 51 条第 3 項は、条例第 49 条第 1 項の指定介護福祉施設サービスの取扱方針を受けて、食事は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供しなければならないこと、また、施設側の都合で急かしたりすることなく、入居者が自分のペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保しなければならないことを規定したものである。 (2) 条例第 51 条第 4 項は、条例第 46 条第 1 項の基本方針を受けて、入居者の意思を尊重し、また、その心身の状況に配慮した上で、できる限り離床し、共同生活室で食事を摂ることができるよう支援しなければならないことを規定したものである。 その際、共同生活室で食事を摂るよう強制することはあってはならないので、十分留意する必要がある。 (3) ユニット型指定介護老人福祉施設における食事については、前記の(1)及び(2)によるほか、第 4 の 12 の(1)から(7)までを準用する。 8 社会生活上の便宜の提供等 (1) 条例第 52 条第 1 項は、条例第 49 条第 1 項の指定介護福祉施設サービスの取扱方針を受けて、入居者一人一人の嗜好を把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならないことを規定したものである。 (2) ユニット型指定介護老人福祉施設の居室は、家族や友人が来訪・宿
---	---

ない。 3 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 4 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。 (運営規程) 第五十三条 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者及び入居者に周知しなければならない。 一 施設の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 入居定員 四 ユニットの数及び各ユニットの入居定員 五 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 六 施設の利用に当たっての留意事項 七 緊急時等における対応方法 八 非常災害対策 九 虐待の防止のための措置に関する事項	泊して入居者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪・宿泊することができるよう配慮しなければならない。 (3) ユニット型指定介護老人福祉施設における社会生活上の便宜の提供等については、前記の(1)及び(2)によるほか、第4の14の(2)から(4)までを準用する。この場合において、4の14の(2)中「同条第2項」とあるのは「第52条第2項」と、同(3)中「同条第3項」とあるのは「第52条第3項」と、同(4)中「同条第4項」とあるのは「第52条第4項」と読み替えるものとする。 9 運営規程(条例第53条) (1) 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額(第5号)「指定介護福祉施設サービスの内容」は、入居者が、自らの生活様式や生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるように、一日の生活の流れの中で行われる支援の内容を指すものであること。 また、「その他の費用の額」は、条例第48条第3項により支払を受けることが認められている費用の額を指すものであること。 (2) 第4の26の(1)、(2)及び(4)から(6)までは、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第4の26中「条例第30条」とあるのは「条例第53条」と、「同条第1号から第7号まで」とあるのは「同条第1号から第8号まで」と、同(3)中「第5号」とあるのは「第6号」と、同(4)中「第6号」とあるのは「第7号」と、同(5)中「第7号」とあるのは「第8号」と読み替えるものとする。
--	---

十 その他施設の運営に関する重要事項 (平成三〇条例一一・令和三条例九・一部改正) (勤務体制の確保等) 第五十四条 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業員の勤務体制を定めておかなければならない。 2 前項の従業員の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に掲げる職員配置を行わなければならない。 一 昼間は、各ユニットに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 二 夜間及び深夜は、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 三 各ユニットに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 3 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 4 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じな	10 勤務体制の確保等 (1) 条例第 54 条第 2 項は、条例第 49 条第 1 項の指定介護福祉施設サービスの取扱方針を受けて、従業員の勤務体制を定めるに当たっては、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならないことを規定したものである。 これは、従業員が、一人一人の入居者について、個性、心身の状況、生活歴などを具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助するためには、いわゆる「馴染みの関係」が求められることによるものである。 (2) ユニット型指定介護老人福祉施設において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した従業者（以下「研修受講者」という。）を各施設に 2 名以上配置する（ただし、2 ユニット以下の施設の場合には、1 名でよいこととする。）ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくても構わない。）従業者を決めてもらうことで足りるものとする。 この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。 また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講し
--	---

なければならない。 5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。 6 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (令和三条例九・令和六条例九・一部改正)	ていないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。 ユニット型指定介護老人福祉施設（以下(2)において「ユニット型施設」という。）とユニット型の指定短期入所生活介護事業所（以下(2)において「ユニット型事業所」という。）が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに 2 名以上配置する必要はなく、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所を一体のものとみなして、合計 2 名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする（ただし、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所のユニット数の合計が 2 ユニット以下のときには、1 名でよいこととする。）。 また、今後の研修受講者の状況等を踏まえた上で、配置基準を再検討する予定であるので、この当面の基準にかかわらず、多くの従業者について研修を受講していただくよう配慮をお願いしたい。 (3) 令和 3 年 4 月 1 日以降に、入居定員が 10 を超えるユニットを整備する場合においては、令和 3 年改正条例附則第 6 条の経過措置に従い、夜勤時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までを含めた連続する 16 時間をいい、原則として施設ごとに設定するものとする。以下同じ。）を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案し、次のとおり職員を配置するよう努めるものとする。 ① 日勤時間帯の介護職員及び看護職員の配置 ユニットごとに常時 1 人の配置に加えて、当該ユニットにおいて日勤時間帯（夜勤時間帯に含まれない連続する 8 時間をいい、原則として施設ごとに設定するものとする。以下同じ。）に勤務する別の
--	---

(定員の遵守) 第五十五条 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、各ユニットの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	従業者の 1 日の勤務時間数の合計を 8 で除して得た数が、入居者の数が 10 を超えて 1 を増すごとに 0.1 以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めること。 ② 夜勤時間帯の介護職員及び看護職員の配置 2 ユニットごとに 1 人の配置に加えて、当該 2 ユニットにおいて夜勤時間帯に勤務する別の従業者の 1 日の勤務時間数の合計を 16 で除して得た数が、入居者の合計数が 20 を超えて 2 又はその端数を増すごとに 0.1 以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めること。 なお、条例第 54 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する職員配置に加えて介護職員又は看護職員を配置することを努める時間については、日勤時間帯又は夜勤時間帯に属していればいずれの時間でも構わず、連続する時間である必要はない。当該ユニットにおいて行われるケアの内容、入居者の状態等に応じて最も配置が必要である時間に充てるよう努めること。 (4) ユニット型指定介護老人福祉施設における勤務体制の確保等については、前記の(1)及び(2)によるほか、第 4 の 24 を準用する。この場合において、第 4 の 24 中「第 31 条」とあるのは「第 54 条」と、同(2)中「同条第 2 項」とあるのは「同条第 3 項」と、同(3)中「同条第 3 項」とあるのは「同条第 4 項」と読み替えるものとする。
---	---

(準用) 第五十六条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十八条、第二十一条、第二十三条から第二十九条まで、第三十一条の二及び第三十三条から第四十四条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第八条第一項中「第三十条に規定する運営規程」とあるのは「第五十三条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十八条第二項中「この章」とあるのは「第四章第三節」と、第二十九条中「第十八条」とあるのは「第五十六条において準用する第十八条」と、第二十九条第五号及び第四十四条第二項第四号中「第十七条第五項」とあるのは「第四十九条第七項」と、第二十九条第六号及び第四十四条第二項第六号中「第四十条第二項」とあるのは「第五十六条において準用する第四十条第二項」と、第二十九条第七号及び第四十四条第二項第七号中「第四十二条第三項」とあるのは「第五十六条において準用する第四十二条第三項」と、第四十四条第二項第三号中「第十四条第二項」とあるのは「第五十六条において準用する第十四条第二項」と、第四十四条第二項第五号中「第二十六条」とあるのは「第五十六条において準用する第二十六条」と読み替えるものとする。 (令和三条例九・一部改正) 第五章 雑則 (電磁的記録等) 第五十七条 指定介護老人福祉施設の開設者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人	11 準用 条例第6条第5項の規定については、第4の1を参照すること。また、条例第56条の規定により、条例第8条から第14条まで、第16条、第18条、第21条、第23条から第29条まで、第31条の2及び第33条から第44条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用されるものであるため、第4の2から7まで、9、11、14、16から25まで及び28から41までを参照すること。この場合において、第4の11の(5)のなお書きは、「なお、ここでいう指定介護福祉施設サービスの内容は、入居者が自らの生活様式や生活支援に沿って、自律的な日常生活を営むことができるように、1日の生活の流れの中で行われる支援の内容を指すものである。」と読み替えるものとする。 なお、厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等二のハの(2)及び居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針一のハに規定するウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、準用される条例第36条に関する第4の32の(1)に準ずるものとする。 第6 雑則 1 電磁的記録について 条例第57条第1項は、指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この条例で規定する書面（被保
---	--

の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条第一項（第五十六条において準用する場合を含む。）及び第十四条第一項（第五十六条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。 (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 (3) その他、条例第57条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。 (4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
2 指定介護老人福祉施設の開設者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識するこ	2 電磁的方法について 条例第57条第2項は、利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、

(令和三条例九・追加)

第五十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令和三条例九・旧第五十七条繰下)

(5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

附 則 (施行期日) 第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。 (見直し) 第二条 市は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を常に向上させるよう、当該基準について定期的に検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。 (経過措置) 第三条 平成十二年四月一日において存する特別養護老人ホーム（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。）第二十条の規定による改正前の老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次条において同じ。）について第七条第一項第一号の規定を適用する場合においては、同号イ中「四人」とあるのは「原則として四人」と、同号ロ中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。 第四条 平成十二年四月一日において存する特別養護老人ホームの建物については、第七条第一項第七号イ（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間適用しない。 第五条 当分の間、第十五条第一項中「算定した費用の額」とあるのは「算定した費用の額（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。）第十三条第三項に規定する要介護旧措置入所者にあつては、当該指定介護福祉施設サービスについて同項に規定する厚生	附 則 (実施期日) この逐条解釈は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
--	---

労働大臣が定める基準により算定した費用の額)」とする。

第六条 一般病床（医療法第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第八条において同じ。）又は療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第七条第一項第七号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

（平成三〇条例一一・令和三条例九・一部改正）

第七条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養

病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第七条第一項第七号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

- 一 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上であること（食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものであること。）。
- 二 食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有するものであること（食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものであること。）。

（平成三〇条例一一・令和三条例九・一部改正）

第八条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第七条第一項第八号及び第四十七条第一項第四号の規定にかかわら

ず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上（中廊下にあつては一・六メートル以上）とする。 （平成三〇条例一一・令和三条例九・一部改正） 第九条 当分の間、第十五条第三項第一号中「食費の基準費用額（同条第四項）」とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（施行法第十三条第五項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）にあつては、同項第一号に規定する食費の特定基準費用額）を限度とし、法第五十一条の三第四項」と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額）」と、第十五条第三項第二号及び第四十八条第三項第二号中「居住費の基準費用額（同条第四項）」とあるのは「居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定基準費用額）を限度とし、法第五十一条の三第四項」と、「居住費の負担限度額」とあるのは「居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額）」と、第四十八条第三項第一号中「食費の基準費用額（同条第四項）」とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定基準費用額）を限度とし、法第五十一条の三第四項」と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額）」とする。 附 則（平成二八年三月条例第一六号）抄 （施行期日）	附 則 （実施期日）
---	-----------------------

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。 附 則（平成三〇年三月条例第一号）抄 （施行期日） 第一条 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。 附 則（令和三年三月条例第九号）抄 改正 令和六年三月条例第九号 （施行期日） 第一条 この条例は、令和三年四月一日から施行する。 （認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置） 第五条 令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間、新養護老人ホーム基準条例第二十四条第三項、新特別養護老人ホーム基準条例第二十六条第三項（新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。）及び第四十二条第四項（新特別養護老人ホーム基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第二十六条第三項（新軽費老人ホーム基準条例附則第十一条において準用する場合を含む。）、新居宅サービス等基準条例第五十八条の二第三項（新居宅サービス等基準条例第六十四条において準用する場合を含む。）、第百九条第三項（新居宅サービス等基準条例第百十六条、第百三十六条、第百四十七条、第百六十九条、第百八十二条の三、第百八十九条及び第二百五条において準用する場合を含む。）、第百八十条第四項、第二百五条第四項及び第二百三十四条第四項（新居宅サービス等基準条例第二百四十九条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第五十六条の二第三項（新介護予防サービス等基準条例第六十四条において準用する場合を含む。）、第二百二十二条の	この逐条解釈は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。 附 則 （実施期日） この逐条解釈は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。 附 則 （実施期日） この逐条解釈は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。
---	--

二第三項（新介護予防サービス等基準条例第百四十四条、第百六十六条の三、第百七十三条及び第百八十三条において準用する場合を含む。）、第百五十九条第四項、第百九十六条第四項及び第二百十五條第四項（新介護予防サービス等基準条例第二百三十六條において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第六十一条の十三第三項（新地域密着型サービス基準条例第六十一条の二十の三、第六十一条の三十八、第八十二条、第百十條及び第二百五條において準用する場合を含む。）、第百二十五條第三項、第百四十八條第四項、第百七十二條第三項及び第百九十条第四項、新地域密着型介護予防サービス基準条例第三十條第三項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第六十七條において準用する場合を含む。）及び第八十三條第三項、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十一條第三項及び第五十四條第四項、新介護老人保健施設基準条例第三十一條第三項及び第五十三條第四項、新介護療養型医療施設基準条例第二十九條第三項及び第五十二條第四項並びに新介護医療院基準条例第三十一條第三項及び第五十三條第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

第六条 当分の間、新指定介護老人福祉施設基準条例第四十七條第一項第一号イ（２）の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準条例第五條第一項第三号イ及び第五十四條第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう

努めるものとする。 2 前項の規定は、新特別養護老人ホーム基準条例第三十七条第四項第一号イ（２）及び第五十二条第四項第一号イ（２）、新居宅サービス等基準条例第一百七十二条第六項第一号イ（２）、新介護予防サービス等基準条例第一百五十五条第六項第一号イ（２）、新地域密着型サービス基準条例第一百八十三条第一項第一号イ（２）並びに新介護療養型医療施設基準条例第四十四条第二項第一号イ（２）及び第四十五条第二項第一号イ（２）の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。	
--	--

新特別養護老人ホーム基準条例第三十七条第四項第一号イ（２）及び第五十二条第四項第	入所定員	入居定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例第五条第一項第三号イ	新特別養護老人ホーム基準条例第十三条第一項第四号イ
	第五十四条第二項	第四十二条第二項（第五十四条において準用する場合を含む。）
新居宅サービス等基準条例第一百七十二条第六項第一号イ（２）	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例第五条第一項第三号イ	新居宅サービス等基準条例第一百四十九条第一項第三号
	第五十四条第二項	第一百八十条第二項
新介護予防サービス等基準条例第一百五十五条第六項第一号イ（２）	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例第五条第一項第三号イ	新介護予防サービス等基準条例第一百三十一条第一項第三号
	第五十四条第二項	第一百五十九条第二項

新地域密着型サービス 基準条例第百八十三条 第一項第一号イ（２）	入所定員	入居定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例第五条第一項第三号イ	新地域密着型サービス基準条例第百五十三条第一項第三号イ
	第五十四条第二項	第百九十条第二項
新介護療養型医療施設 基準条例第四十四条第二項第一号イ（２）及び第四十五条第二項第一号イ（２）	入所定員	入院患者の定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例第五条第一項第三号イ	新介護療養型医療施設基準条例第四条第一項第二号及び第三号、同条第二項第二号及び第三号、同条第三項第二号及び第三号、附則第三条第二号並びに附則第四条
	第五十四条第二項	第五十二条第二項
第七条 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この条において「居室等」という。）であって、第二条の規定による改正前の青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第三十七条第四項第一号イ（５）及び第五十二条第四項第一号イ（５）、第四条の規定による改正前の青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第百七十二条第六項第一号イ（４）、第五条		

の規定による改正前の青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第百五十五条第六項第一号イ（４）、第六条の規定による改正前の青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第百八十三条第一項第一号イ（４）、第十条の規定による改正前の青森市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第四十七条第一項第一号イ（４）並びに第十二条の規定による改正前の青森市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第四十四条第二項第一号イ（４）及び第四十五条第二項第一号イ（４）の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。 （栄養管理に係る経過措置） 第八条 令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間、新地域密着型サービス基準条例第百六十六条の二（新地域密着型サービス基準条例第百九十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十三条の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第二十一条の二（新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第二十条の二（新介護療養型医療施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第二十一条の二（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。	
---	--

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

第九条 令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間、新地域密着型サービス基準条例第百六十六条の三（新地域密着型サービス基準条例第百九十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十三条の三（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第二十一条の三（新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第二十条の三（新介護療養型医療施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第二十一条の三（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

第十条 令和三年四月一日から起算して六月を経過する日までの間、新養護老人ホーム基準条例第三十条第一項、新特別養護老人ホーム基準条例第三十三条第一項（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条及び第五十四条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第三十五条第一項（新軽費老人ホーム基準条例附則第十一条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第百七十八条第一項（新地域密着型サービス基準条例第百九十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第四十二条第一項（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第四十一条第一項（新介護

老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第三十九条第一項（新介護療養型医療施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第四十一条第一項（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「次の第一号から第三号までに定める措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。 （介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置） 第十一条 令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間、新養護老人ホーム基準条例第二十五条第二項第三号、新特別養護老人ホーム基準条例第二十八条第二項第三号（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条及び第五十四条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第二十八条第二項第三号（新軽費老人ホーム基準条例附則第十一条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第七十四条第二項第三号（新地域密着型サービス基準条例第九十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十四条第二項第三号（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第三十四条第二項第三号（新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第三十二条第二項第三号（新介護療養型医療施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第三十四条第二	
--	--

項第三号（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、養護老人ホームの設置者、特別養護老人ホームの設置者、軽費老人ホームの設置者、指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者、指定介護老人福祉施設の開設者、介護老人保健施設の開設者、指定介護療養型医療施設の開設者及び介護医療院の開設者は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。 附 則（令和六年三月条例第九号）抄 （施行期日） 第一条 この条例は、令和六年四月一日から施行する。 （重要事項の掲示に係る経過措置） 第二条 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間は、第三条の規定による改正後の青森市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第三十条第三項（新軽費老人ホーム基準条例附則第十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「軽費老人ホームの設置者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第四条の規定による改正後の青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第三十五条第三項（新居宅サービス等基準条例第四十三条の三、第四十八条、第六十条、第六十四条、第八十条、第九十条、第九十九条、第百十四条、第百十六条、第百三十六条、第百四十七条、第百六十九条（新居宅サービス等基準条例第	附 則 （実施期日） この逐条解釈は、令和6年4月1日から実施する。
--	--

百八十二条において準用する場合を含む。）、第百八十二条の三、第百八十九条、第二百五条（新居宅サービス等基準条例第二百七条において準用する場合を含む。）、第二百三十八条及び第二百四十九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新居宅サービス等基準条例第二百六十二条第三項（新居宅サービス等基準条例第二百六十六条及び第二百七十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第六条の規定による改正後の青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第五十六条の四第三項（新介護予防サービス等基準条例第六十四条、第七十六条、第八十六条、第九十五条、第二百二十五条、第四百四十四条（新介護予防サービス等基準条例第六十一条において準用する場合を含む。）、第百六十六条の三、第百七十三条、第百八十三条（新介護予防サービス等基準条例第九十八条において準用する場合を含む。）、第二百十九条及び第二百三十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新介護予防サービス等基準条例第二百四十八条第三項（新介護予防サービス等基準条例第二百五十五条及び第二百六十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、

同項中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第八条の規定による改正後の青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第三十六条第三項（新地域密着型サービス基準条例第六十一条、第六十一条の二十、第六十一条の二十の三、第六十一条の三十八、第八十二条、第一百条、第一百三十条、第一百五十一条、第一百八十条、第一百九十二条及び第二百五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第九条の規定による改正後の青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第三十四条第三項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第六十七条及び第八十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第十条の規定による改正後の青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第二十六条第三項（新指定居宅介護支援等基準条例第三十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければなら

い。」とあるのは「削除」と、第十一条の規定による改正後の青森市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第二十五条第三項（新指定介護予防支援等基準条例第三十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第十二条の規定による改正後の青森市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第三十六条第三項（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護老人福祉施設の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第十三条の規定による改正後の青森市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第三十六条第三項（新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「介護老人保健施設の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第十四条の規定による改正後の青森市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第三十六条第三項（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「介護医療院の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲

載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第四条 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第三十三条の三（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条及び第五十四条において準用する場合を含む。）、新居宅サービス等基準条例第百六十七条の二（新居宅サービス等基準条例第百八十二条、第百八十二条の三、第百八十九条、第二百五条（新居宅サービス等基準条例第二百七条において準用する場合を含む。）及び第二百三十八条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第四百二十二条の二（新介護予防サービス等基準条例第百六十一条、第百六十六条の三、第百七十三条、第百八十三条（新介護予防サービス等基準条例第百九十八条において準用する場合を含む。）及び第二百十九条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第百八条の二（新地域密着型サービス基準条例第百三十条、第百五十一条、第百八十条、第百九十二条及び第二百五条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第六十五条の二（新地域密着型介護予防サービス基準条例第八十八条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第四十二条の三（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第四十一条の三（新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第四十

一条の三（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。 （協力医療機関との連携に関する経過措置） 第六条 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第二十六条第一項、新特別養護老人ホーム基準条例第二十九条第一項（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条及び第五十四条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第一百七十五条第一項（新地域密着型サービス基準条例第百九十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十五条第一項（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第三十五条第一項（新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第三十五条第一項（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。	
---	--

(別紙1)

協力医療機関に関する届出書

令和 年 月 日

各指定権者
各許可権者 殿

届出者	フリガナ 名 称			
	事務所・施設の所在地	(郵便番号 ー)		
	連絡先	(ビルの名称等)		
	事業所番号	電話番号	FAX番号	
	事業所・施設種別	☐ 1 (介護予防)特定施設入居者生活介護 ☐ 2 地域密着型特定施設入居者生活介護 ☐ 3 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 ☐ 4 介護老人福祉施設 ☐ 5 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ☐ 6 介護老人保健施設 ☐ 7 介護医療院 ☐ 8 養護老人ホーム ☐ 9 軽費老人ホーム		
	代表者の姓・氏名	姓 名	氏 名	
	代表者の住所	(郵便番号 ー)		
協力医療機関	①施設基準(※1)第1号(※2)の規定を満たす協力医療機関	医療機関名	医療機関コード	
		入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日	令和 年 月 日	協力医療機関の担当者名
	②施設基準(※1)第2号(※3)の規定を満たす協力医療機関	医療機関名	医療機関コード	
		入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日	令和 年 月 日	協力医療機関の担当者名
	(事業所・施設種別4～8のみ)	医療機関名	医療機関コード	
	③施設基準(※1)第3号(※4)の規定を満たす協力病院	医療機関名	医療機関コード	
		入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日	令和 年 月 日	協力医療機関の担当者名
	上記以外の協力医療機関	医療機関名	医療機関コード	
		医療機関名	医療機関コード	
		医療機関名	医療機関コード	
施設基準(※5)を満たす協力の医療機関	第1号から第3号の規定(※5)に当たり過去1年間に協定を行った医療機関数			
	協定をした医療機関との対応の取り決めが困難であった理由			
	(過去1年間に協定を行っていない場合)医療機関と協定を行わなかった理由			
	届出後1年以内に協定を行う予定の医療機関	医療機関名(複数可)		
	(協定を行う予定の医療機関がない場合)基準を満たす協力医療機関を定めるための今後の具体的な計画(※6)	同等を想定 協定を行う予定時期 令和 年 月		

関係書類 別添のとおり

- 備考 1 各協力医療機関との協定内容が分かる書類(協定書等)を添付してください。
- 2 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホームについては「施設基準(※1)第3号の規定を満たす協力病院」の欄の記載は不要です。
- 3 協力医療機関や協力医療機関との契約内容に変更があった場合には速やかに届出を行ってください。
- (※1) 各サービス種別における協力医療機関に係る施設基準は裏面を参照。
- (※2) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (※3) 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (※4) 入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- (※5) 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホームは第1号及び「3か月以内に地域の在宅療養支援病院等をリストアップし協議先を検討する」など具体的な計画を記載
- (※6)